

令和4年度要介護等認定に関するお知らせ

1 要介護認定申請時の医療保険被保険者番号の確認について

これまで介護保険第2号被保険者からのみ医療保険の被保険者番号を収集していたところですが、第1号被保険者からも同様に収集することになります。これに伴い、要介護認定申請書に医療保険被保険者番号の記載欄を追加します（新様式については現在検討中です。）。

（根拠法令：老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第43号））

2 要介護等認定調査委託への協力をお願い

現在、更新申請及び区分変更申請に対する認定調査の一部について、入所先の介護保険施設や近隣の居宅介護支援事業者へ委託しています。今後の認定申請数の増加に伴う、認定調査件数の増加に対応するため、認定調査委託にご協力ください。

（1）居宅介護支援事業者への委託

対象の被保険者に対する居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者への委託をお願いすることもございますが、その際は、担当の介護支援専門員以外の方が認定調査を実施するようお願いいたします。

（2）千葉市と委託契約を締結する際の委託料（1件当たり・税込）

①居宅介護支援事業者 4,840円 ②介護保険施設 2,420円

（3）認定調査は、居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員で、市・県が実施する認定調査員新規研修を修了している方が実施可能です。

3 主治医意見書予診票の活用について

主治医意見書は、適正な要介護認定にあたり、十分な記載内容及び迅速な作成が求められています。要介護等認定申請の際に、予診票を主治医へ提出することで、申請者の日常生活状況等をより正確に把握する助けとなりますので、ぜひご活用ください。

（1）予診票 別紙1（A4両面印刷）

（2）配付方法

- ①認定申請時に配付する（介護保険室窓口での配付及びケアマネジャーから案内）
- ②医療機関受診時に配付する
- ③ホームページに掲載

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/form_download-service.html

4 介護サービスを受ける生活保護受給者の65歳到達時における認定申請手続きのお願い

介護サービスが必要となった生活保護受給者が40歳以上65歳未満の場合、生活保護の介護扶助により、介護サービスを利用します（いわゆる「みなし2号被保険者」）。その後、みなし2号被保険者が65歳に到達すると、介護保険の第1号被保険者になることから、改めて要介護認定の申請が必要となりますが、申請書が提出されていない事例が見受けられます。申請は65歳到達の60日前からできますので、みなし2号被保険者と契約している場合は、認定手続きもれのないようご注意ください。なお、この申請に基づく認定は、訪問調査等を経ることなく職権で行い、認定有効期間は原則6か月となります。